審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		特定疾病	特定疾病の認定						
根拠法令及び条項		頁 国民健康	国民健康保険法施行令第29条の2第8項						
審查基準	`	有(第3条第1項に該当する場合を含む。) 無(根拠:第3条第2項第 号に該当)							
	,				<u>ー</u> , い場合の根拠:第	 7条第2項第	号に認	 亥当)	
	【内容】(審査基準を	公表す	る場	合のみ記載するこ	と。)			
	審査基準力	審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がな							
	ι 1 _°	l I。							
	国民健康保険法施行令第29条の2第8項								
	別紙のとおり								
	# ##								
審 査 基 準設定年月日		年	月	日	審 査 基 準 最終変更年月日	年	月	日	
標準処理期間		有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)							
		期間(即日)			
		無(根拠:	第5条に	こおし	1て準用する第3条	第2項第 号	に該当)	
標準処理期間設定年月日		年	月	日	標準処理期間最終変更年月日	年	月	日	
改化年月日					取於交叉千月口				
所管部署		健康	部	=	国民健康份	保 険 課			
備考									

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

国民健康保険法施行令

(昭和三十三年十二月二十七日) (政令第三百六十二号)

(高額療養費の支給要件及び支給額)

第二十九条の二 (省略)

8 被保険者が健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令の定めるところにより保険者の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等につき受けた当該療養に係る第一項第一号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。